

アイシン健康保険組合 健保加入事業所

コラボヘルス推進のお知らせ

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業を実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、個人情報保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、共同利用目的・利用する個人データ・利用者の範囲及びデータ管理責任者をお知らせいたします。

※個人情報の保護に関する法律第23条の全文は本お知らせの末尾を参照ください。

【共同で個人データを利用する目的および内容】

被保険者の健康保持・増進と事業所の安全配慮義務履行の為及び健保組合と事業所が連携して健康課題に対応していく為に、下記事業を実施します。

- (1) 健診結果及びリスク保有者データの共有による事後フォロー
- (2) 高リスク保持者に対する医療機関への受診勧奨
- (3) 事業の評価・分析

【共同利用される個人データの項目】

- (1) 記号・番号、氏名、性別、生年月日、事業所が実施する法定健診結果・特定保健指導結果及び健保組合と事業所が共同で実施する健診結果
- (2) 健診結果において疾病ハイリスク者及び生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報(例: 血圧が高く、重症化リスクが高いが医療機関を受診していない等)
※病歴・治療情報等の情報は含まれません。

【共同利用する者の範囲】

- ◆事業所／健康管理部門責任者・担当者等
- ◆健保組合／保健事業担当役職員（責任者）常務理事 TEL(0566)77-8021



【その他の留意事項】

- ◆本事業は「コラボヘルス推進にかかる覚書」を健保組合と交わした事業所で実施します。
※覚書を締結した事業所においては社内掲示板又は社内イントラ等で『コラボヘルス推進のお知らせ』のご案内がありますのでご確認ください。
- ◆本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。
- ◆個人データは本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。
- ◆本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所もしくは健保組合にお申し出ください。(健保組合 TEL:0566-77-8021)

(参考)個人情報保護に関する法律

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 五 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。